

## 資料－5

令和7年8月26日  
奄美大島海区漁業調整委員会資料

### 【議事5】

全国海区漁業調整委員会連合会総会結果について





7全漁調連第15号  
令和7年6月26日

各海区漁業調整委員会長様

全国海区漁業調整委員会連合会  
会長 中島 均  
(公印省略)

令和7年度要望書について(送付)

令和7年5月12日の総会で承認された要望書について、別添のとおりお送りします。

連合海区におかれましては、各海区へ配布いただきますようお願いします。

なお、要望活動については7月23日に実施する予定であり、結果について後日送付させていただきます。

事務担当

全国海区漁業調整委員会連合会事務局  
(山口県日本海海区漁業調整委員会事務局) 枝廣  
TEL:083-933-3532 FAX:083-933-3559  
a35000@pref.yamaguchi.lg.jp

令和7年度全漁調連要望書 要望項目及び要望先

要望項目	R6 比較	衆.参	農林水産省	外務省	国土交通省	
		農 員 長 水 産	農 大 林 臣 水 產 廳		保 海 上 庁	海 事 局
I 海区漁業調整委員会制度について						
1 海区漁業調整委員会制度の堅持	●	○	○	○		
2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保	●	○	○	○		
3 新たな漁業関係法令の改正について	●	○	○	○		
4 海区漁業調整委員及び事務局職員の資質向上について	△	○	○	○		
II 沿岸漁場の秩序維持について						
1 違法操業の取締強化等						
①取締り体制の連携強化	●	○	○	○	○	
②漁業監督吏員の資質向上	●	○	○	○		
③密漁パトロール、密漁防止看板の設置等への支援	●	○	○	○		
2 「密漁もの」の流通防止						
①「密漁もの」を排除する意識の指導・啓発活動の強化	●	○	○	○		
②違法漁獲物の流通に対する監視体制の強化	●	○	○	○		
③水産流通適正化法の制度の周知及び現場負担を軽減するための措置の実施	●	○	○	○		
④シラスウナギ流通の透明化の推進	●	○	○	○		
III 太平洋クロマグロの資源管理について						
1 クロマグロ資源の適正利用						
①資源管理評価結果に基づく漁獲枠の増枠の実現	△	○	○	○		
②漁獲枠配分の公平な配分と留保枠の有効活用	△	○	○	○		
③沿岸くろまぐろ漁業等のあり方について	△	○	○	○		
2 定置網等における管理手法の確立及び支援措置						
①漁業種類ごとの特性に配慮した資源管理	●	○	○	○		
②混獲回避及び適切な数量管理	△	○	○	○		
③混獲回避、減収に対する支援制度	●	○	○	○		
④漁獲状況を把握するシステム構築	●	○	○	○		
3 遊漁者等の操業自粛措置	●	○	○	○		
IV 沿岸資源の適正な利用について						
1 沿岸漁業と沖合漁業の調整						
①沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄	●	○	○	○		
②沖合漁業に対する指導調整	●	○	○	○		
③カツオ・スルメイカにおける漁業調整	●	○	○	○		
④海洋環境の変化への対応	●	○	○	○		
⑤沖合漁業の漁船の大型化への対応	●	○	○	○		
2 マサバ太平洋系群の適正利用						
①大中型まき網漁業、ロシア漁船による漁獲の指導管理	●	○	○	○		
②海洋環境変化を加味した目標管理基準値の設定	●	○	○	○		
③漁業者等の関係者に十分配慮した資源管理措置の実施	●	○	○	○		
3 カツオ資源の適正利用	△	○	○	○		
4 公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用	△	○	○	○		
5 沖合漁業の操業秩序の確立						
①VMS情報の多様な活用	△	○	○	○		
②VMSを有効に活用した取締強化	△	○	○	○		
③AISの利用普及	●	○	○	○	○	
6 海上大規模開発事業の関係者説明	△	○	○	○		

R6比較[○:新規、△:内容変更、●:継続]

令和7年度全漁調連要望書 要望項目及び要望先

要望項目	R6 比較	衆.参	農林水産省	外務省	国土交通省
		農 委 員 長 水 長 產	農 大 林 臣 水 產 產		保 海 上 海 事 局
V 漁業法改正後の制度運用について					
1 改正漁業法施行後の事務の円滑化					
①事務の円滑化	●	○	○	○	
②申請、報告システムの構築	●	○	○	○	
2 新たな資源管理措置等					
①自主的な資源管理の評価	△	○	○	○	
②TAC対象魚種追加の慎重な議論	△	○	○	○	
③漁業経営に配慮した漁獲管理	●	○	○	○	
④地域産業の成長対策の具体化	●	○	○	○	
⑤正確な漁獲量を把握する仕組み	●	○	○	○	
⑥定置網等の特性に応じた数量管理技術開発	●	○	○	○	
VI 外国漁船問題等について					
1 竹島の領有権確立と排他的経済水域の境界画定	△	○	○	○	○
2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理					
①日台漁業取決め適用水域の一部縮小と協議対象水域の拡張抑制	●	○	○	○	○
②日台漁業取決め適用水域内の安全操業確保と台湾漁船のPI保険加入義務化	●	○	○	○	○
③韓国漁船の操業規制と日韓暫定水域の操業秩序確立	●	○	○	○	○
④中国漁船の日中暫定水域やEEZ内の操業秩序確立とサンゴ網対策	●	○	○	○	○
⑤対ロシア漁業の操業機会の確保	△	○	○	○	○
⑥EEZ内におけるロシア大型トロール船による漁具被害の防止	△	○	○	○	○
3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保					
①領海及びEEZ内における外国漁船に対する徹底した取締りの実施	●	○	○	○	○
②外国公船や外国漁船の位置動向の監視と漁船や関係機関に対する情報提供	●	○	○	○	○
③外国漁船等の避泊による地元漁業や環境に対する影響の防止	●	○	○	○	○
④北朝鮮のミサイル発射に係る安全確保	●	○	○	○	○
4 投棄漁具等による被害の救済	●	○	○	○	
VII 海洋性レジャーとの調整等について					
1 遊漁と漁業の調整					
①遊漁マナーと漁業の基本的考え方による積極的な広報等の実施	●	○	○	○	
②スピアフィッシングに対する規制強化	△	○	○	○	
③遊漁者の資源利用の実態把握	●	○	○	○	
④遊漁者に資源管理を行わせる体制整備	●	○	○	○	
2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止					
①プレジャーボート利用者に対する賠償責任保険加入義務化	●	○	○	○	○
②利用者の組織化によるマナーの周知徹底	●	○	○	○	○
3 ミニボートによる危険行為の防止					
①安全航行のための制度改正と反射板等装置の必置	●	○	○	○	○
②安全講習の義務化と円滑な救難活動のための所有者把握	●	○	○	○	○
③ミニボートの保険加入義務化とゴムボートの保険対象化	●	○	○	○	○

R6比較[○:新規、△:内容変更、●:継続]

# 要 望 書

全国海区漁業調整委員会連合会



## 令和7年度 全国海区漁業調整委員会連合会要望書

令和2年12月1日、70年ぶりに改正された漁業法が施行され、水産資源の保存及び管理のための措置をはじめとした新たな制度が開始されました。改正後4年が経過した現在は、漁業権漁場の活用、特定水産資源の許可、新たなTAC制度による資源管理や対象魚種拡大の動きなど制度改正の影響が発現しているところであり、また、水産業の成長産業化に向けた様々な検討が進められているところです。

このような状況下で、これまで漁業調整上重要な役割を果たしてきた海区漁業調整委員会は、資源管理や水域の有効活用を図っていくうえで、その役割はさらに重要性が増しており、委員会の役割を十分に果たしていく必要があります。

沿岸漁場では、悪質かつ巧妙で組織化した漁業関係法令違反が後を絶たず、水産資源に悪影響を及ぼしている密漁を防止すること及び沿岸漁場の漁業秩序を維持するため、違法操業の取締強化や「密漁もの」の流通防止対策が強く求められています。

太平洋クロマグロについては、厳格な漁獲可能量管理の開始により、様々な課題、混乱が生じている一方、これまでの資源管理の定着により、資源の回復がみられています。漁業者が将来にわたり資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定を図ることができるよう、資源の適正利用、漁業種類ごとの管理手法の確立と支援措置、遊漁者への指導が必要となっています。

沿岸資源を持続的かつ公平に利用できるよう、沿岸漁業と沖合漁業の調整、海洋環境の変化への対応、外国漁船による公海での大量漁獲の影響評価などが必要となっています。

漁業法改正後には、新たな資源管理の推進を目指したTAC候補魚種の検討が始まりましたが、資源評価精度の向上、漁業者や関係団体との対話、資源管理手法の検討等、未だ解決されない課題が残っている上、現行TAC魚種についても資源の変動に対する柔軟な対応やIQ制度の運用にかかる課題が浮き彫りとなっており、今後も、国全体で効果的な資源管理手法を検討・検証していくことがこれまで以上に必要な状況にあります。

外国漁船問題は、周辺国との漁業調整、尖閣諸島や竹島など我が国の領土をめぐる情勢が懸念される中で、国内漁業者の操業権益の維持・確保に万全

を期していくことが重要な課題となっています。加えて、北朝鮮によるミサイル発射が続いており、海で操業する全ての漁業者とその家族は、安全操業に対する不安を抱くとともに、強い憤りを感じています。

海洋性レジャーは、多くの人々が各種形態により海面を利用するようになったことで、漁業との間に様々な摩擦が生じていることから、その解消に向け、遊漁者、プレジャー・ボート等利用者との海面利用者の調整、管理のあり方を今まで以上に検討していかなくてはなりません。

全国の海区漁業調整委員会を会員とする全国海区漁業調整委員会連合会は、令和7年5月12日の第61回通常総会により、漁業調整や資源管理を取り巻く問題を解決するため、全員一致で別紙のとおり要望することを決議いたしました。

つきましては、これら要望の実現について格段のご配慮を賜りたくお願い申し上げます。

令和7年7月23日

全国海区漁業調整委員会連合会  
会長 中島均

## 全要望項目

- I 海区漁業調整委員会制度について
- II 沿岸漁場の秩序維持について
- III 太平洋クロマグロ資源管理について
- IV 沿岸資源の適正な利用について
- V 漁業法改正後の制度運用について
- VI 外国漁船問題等について
- VII 海洋性レジャーとの調整等について

## 新規（一部）要望項目

- 1 事務局職員の資質向上について  
(I 4海区漁業調整委員及び事務局職員の資質向上について)  
事務局職員も頻繁に異動することから、法定の諮問事項に対する委員会の役割等について、具体的に整理した解説書を作成し各事務局に配布すること。
- 2 いか釣り漁業等への影響評価と漁具被害低減技術開発  
(III 2定置網等における管理手法の確立及び支援措置)  
クロマグロ資源の回復によるイカ等の水産資源への影響評価を行うとともに、いか釣り漁業への被害を低減する実用的な技術開発を実施すること。

## 全要望項目

### I 海区漁業調整委員会制度について

海区漁業調整委員会は、漁業の民主化を図る一翼として、漁業者・漁業従事者委員を主体として、漁業権の免許、沿岸漁業の調整や資源管理に至るまで、幅広く歴史的にその役割を担うとともに、その十分な運用により、漁業制度の円滑な運営を確保してまいりました。

改正漁業法施行後も、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させる目的達成のために、海区漁業調整委員会に求められる役割はさらに重要性を増すところとなっています。引き続き国、都道府県、漁協等と連携し、漁業調整機構として海区漁業調整委員会に求められる役割を、十分に果たしていかなければなりません。

また、海区漁業調整委員会が高度化・多様化する諸問題に対して、確実に対処していくためには、多くの議論が必要であり、安定した財政基盤の裏づけが必須です。

つきましては、海区漁業調整委員会制度に関する事項について、次のとおり要望いたします。

#### 1 海区漁業調整委員会制度の堅持

海区漁業調整委員会制度を堅持するとともに、委員会は漁業者及び漁業従事者が主体となって漁業調整等を行う組織である位置づけを堅持すること。

#### 2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保

漁業法改正に伴い、資源管理や漁業許可、漁業権に関する知事からの諮問等、海区漁業調整委員会の役割が増加していることを踏まえ、今後も漁業調整機構として適切な運営が確保されるよう、更なる予算措置により安定した財政基盤が確保されるよう措置すること。

#### 3 新たな漁業関係法令の改正について

海区漁業調整委員会の役割を十分果たし、地域漁業の発展に寄与するため、国は海区漁業調整委員会や地方自治体、漁業関係者に対し、必要な情報の提供を行うとともに適切な指導・助言を行うこと。

#### 4 海区漁業調整委員及び事務局職員の資質向上について

海区漁業調整委員会は、強力な権限・機能を有しており、諮問機関、建議機関であるばかりでなく、自ら裁定、指示、認定などを行う決定機関である。漁業調整や資源管理をはじめとして広範な事案について公平公正な審議を行うためには、海区漁業調整委員の専門的、技術的知識が必要であることから、委員の資質向上を図る研修機会を設けること。

また、事務局職員も頻繁に異動することから、法定の諮問事項に対する委員会の役割等について、具体的に整理した解説書を作成し各事務局に配布すること。【新規（一部）】

## II 沿岸漁場の秩序維持について

密漁は、水産資源に悪影響を及ぼし、健全な漁業経営を阻害するばかりでなく、漁業者が真摯に取り組む種苗放流や資源管理に対する意欲をも減退させ、水産基本法の基本理念の一つである「持続的な利用を確保するための水産資源の適切な保存、管理及び増殖等の推進」の根幹を揺るがす問題となっています。

改正漁業法及び水産流通適正化法により罰則が大幅に強化されましたが、依然として密漁は巧妙化しており検挙が難しくなっていることから、一層の取締りの強化や罰則の厳格な適用などの対応が必要とされています。

一方で、取締りの強化にもかかわらず密漁が後を絶たないことから、生産者と流通団体が更なる連携を図り、市場等から密漁品を積極的に排除するようなより高い意識を持つことと、「密漁もの」の流通に対する監視体制を強化することが必要です。

つきましては、沿岸漁場の漁業秩序を維持し、水産資源に悪影響を及ぼしている密漁を防止するため、次の措置を講じられるよう要望いたします。

### 1 違法操業の取締強化等

①組織化及び広域化する密漁全般に対処するため、定期的な連絡会議の開催や都道府県との情報交換などにより、海上保安庁及び水産庁を核とした取締り体制の一層の強化を図り、警察庁とも引き続き協力・連携体制を維持しつつ、実効性のある組織横断的な取締りを実施すること。

②漁業監督吏員の資質向上のための訓練・研修等を拡充すること。

③漁業者が実施する密漁パトロールに伴う費用や、密漁防止看板の設置等啓発にかかる費用等に対し、総合的な支援策を図ること。

### 2 「密漁もの」の流通防止

①市場関係者や小売店などの流通業界に対し、「密漁もの」を主体的に排除するよう指導・啓発活動を強化すること。

②違法漁獲物の流通に対する監視体制を強化すること。

③水産流通適正化法について、漁業者及び流通関係者へ制度をわかりやすく周知するとともに、電子システムの導入支援により、現場の負担を軽減するための措置を講じること。

④シラスウナギについては県域を越えて広く流通されていることから、水産流通適正化法の適用開始に向けて、国主導による流通の透明化を推進すること。

### III 太平洋クロマグロの資源管理について

太平洋クロマグロについては、国際会議の取り決めに基づいて、厳格な漁獲可能量管理が行われています。

これまでの資源管理の取組が定着し資源の回復が見られている中、漁業者は、クロマグロの資源管理の重要性を理解して漁獲管理を実践しているものの、沿岸域への来遊量が増加し、突発的な漁獲が生じたり、これまで来遊がまれであった海域で漁獲されるなど、さまざまな課題等が発生し、混乱が生じています。クロマグロの年間漁獲量及び金額が、全体の数パーセントとごく僅かしかない定置網や延縄漁業等において漁獲抑制のため、網起しの回数を減らすなどの休漁や放流作業等の実施、場合によっては操業を中止せざるを得ない状況となっており、漁業者の経営の悪化、産地魚市場への水揚げ減少、これに伴う地域水産加工業者への原魚供給の減少など、関連産業を含む地域経済への影響も懸念されています。

また、遊漁者については、大型魚採捕の報告を徹底、迅速化し、実態を適確に把握した上で、国全体の資源管理に影響が及ばないよう強く指導していく必要があります。

つきましては、漁業者が将来にわたりクロマグロ資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定が図られるよう、次の事項について要望いたします。

#### 1 クロマグロ資源の適正利用

##### ①資源評価結果に基づく漁獲枠の増枠の実現

###### ア 日本の漁獲枠の増枠

太平洋クロマグロの資源は順調に回復していることから、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）等国際会議で、引き続き議論をリードし、国際的なルールに則った漁獲枠拡大に取り組むこと。

###### イ 資源評価結果を反映した増枠の実現

最新の情報を漁獲枠に迅速に反映させるため、資源評価を毎年実施し、国際委員会において、直近のデータに基づく資源評価結果を反映した漁獲枠の更なる増枠を実現するとともに、漁獲枠未利用分の繰越上限を堅持すること。

##### ②漁獲枠の公平な配分と留保枠の有効活用

###### ア 沿岸漁業に配慮した配分

国内の漁獲枠配分に当たっては、魚種の選択性が低く、零細な漁業者が多

い沿岸漁業の操業特性に配慮した配分とし、規制の方法については、沿岸漁業者が過大な犠牲を強いられることにならないよう慎重に対応し、知事管理区分への配分枠を増やすこと。

イ 来遊量や漁獲状況を反映した公平な見直し

資源量の増加とともに沿岸域への来遊量が増えている近年の来遊状況の変化にも配慮し、また、今以上に大臣許可漁業と沿岸漁業の操業特性や漁獲管理の難易度等に配慮し、負担の公平性という観点から、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないよう見直すこと。

また、配分方法について協議するための検討会を設け、協議の場に各都道府県の沿岸漁業の代表者が参加できるようにすること。

ウ 定置網の突発的な入網への対応

定置網漁業の不規則な漁獲特性に配慮し、突発的な入網や混獲による積み上がりへ柔軟に対応できるよう、留保枠の有効活用や全国枠の確保などの仕組みを確立すること。

エ 枠の融通と留保枠の有効活用

国の留保枠については、これまでと同様、沿岸漁業に配慮した柔軟な配分をお願いする。加えて、国の留保枠が最大限活用できる仕組みの確立や都道府県の漁獲枠を裁量で管理できるよう検討すること。また、管理年度当初に盛漁期となる地域があることから、留保からの上乗せ配分については、当初枠に反映させるなど、可能な限り早期の配分を実施すること。

国内全体で漁獲枠を遵守するため、国において漁獲枠の配分の考え方を見直す際には過去の漁獲実績だけで算定するのではなく、漁獲制限による漁業経営への影響の大きさ、負担の度合い、資源に与える影響の度合いも考慮し、都道府県間の漁獲量の融通について不公平が生じることがないよう管理期間の見直しも検討すること。

③沿岸くろまぐろ漁業等のあり方について

ア 広域漁業調整委員会の承認制による沿岸くろまぐろ漁業について、承認制に係る事務取扱要領で認める都道府県や広域漁業調整委員会をまたぐ承継承認（廃止見合新規）のあり方や承認の条件、運用の仕方等について見直すとともに、資源の回復による漁獲枠の増大に見合った新規承認を実現し、これを維持すること。

イ 大臣届出漁業である「沿岸まぐろはえ縄漁業」者のうち、明らかに他県の管轄に属する海域で操業するものについては、船籍県の管理が及ばないため、知事許可や海区漁業調整委員会指示に基づき操業するものを除き、遊漁

と同様に国によって管理すること。

## 2 定置網等における管理手法の確立及び支援措置

### ①漁業種類ごとの特性に配慮した資源管理

#### ア 定置網等

定置網における漁獲制限の具体的調整案をはじめ漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法を示すこと。

規制の方法については、沿岸漁業者が過大な犠牲を強いられることにならないよう慎重に対応すること。

#### イ 大中型まき網漁業

産卵量を安定して確保するために、大中型まき網漁業による産卵期や産卵場における操業を制限するなどの対策を強化すること。

#### ウ 大臣許可漁業

資源管理の推進にあたっては、沿岸漁業者が将来の漁業経営に不安を抱かないよう、十分な説明を尽くすこと。

大臣許可漁業に対し、IQによる資源管理の遵守とともに、一部大臣許可漁業の地先海面への新規参入により、漁場利用の混乱等が発生していることを踏まえ、漁場利用などの地元ルールを尊重するよう強く指導すること。

### ②混獲回避及び適切な数量管理

#### ア 混獲回避及び再放流技術開発

定置網の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具の開発、再放流の手法開発など実用的な技術を早急に確立し、技術普及が促進されるよう、導入支援を実施すること。

また、まぐろはえ縄や一本釣り漁業についても同様に漁具改良の支援を行うこと。

#### イ いか釣り漁業等への影響評価と漁具被害低減技術開発

クロマグロ資源の回復によるイカ等の水産資源への影響評価を行うとともに、いか釣り漁業への被害を低減する実用的な技術開発を実施すること。

### 【新規】

#### ウ 適切な数量管理

数量管理を適切に実行するに当たり、放流した個体がへい死した場合、クロマグロの資源管理の取組について海上保安部と情報共有し理解を得ること。

沖合底びき網に死んだクロマグロが入網するような事例を根絶するため、監視体制を強化すること。

③混獲回避、減収に対する支援制度

ア クロマグロ混獲回避の取組支援

混獲回避用の機器等の導入支援や、放流活動への支援に係る事業を拡充し、支援条件の緩和及び導入できる機器の対象範囲の拡大を図ること。混獲回避が可能な漁法への転換に必要な技術習得支援など、経営安定対策のさらなる充実を図ること。

イ 混獲回避型休漁支援

混獲回避のための休漁支援においては、十分な予算を確保するとともに、各地域の実情に応じた支援がなされるよう発動条件を緩和すること。

ウ 漁業収入安定対策事業の拡大

資源管理の取組による減収に対応した直接補填などの支援制度を講じ、漁業者が安心して経営の継続ができるよう、支援措置を継続実施すること。

エ 迅速な支払い

上記事業の助成金については、漁業者の資金繰りに支障を来さないよう、迅速な支払いを行うこと。

オ 産地魚市場や水産加工業者等への対策

産地魚市場や水産加工業者等については、水揚げ減少による経営悪化に対する支援制度が整備されていないため、地域経済への影響を考慮した対策を講じること。

カ いか釣り漁具被害対策

クロマグロの大量来遊により、イカの漁場形成が阻害されて漁獲が減少する操業被害や、いか釣り漁具が切られる漁具被害が生じているため、イカ水揚額の減少に対する補填や新たな漁具の購入への支援などの対策を講じること。

④漁獲状況を把握するシステム構築

漁獲報告について現場での事務負担の軽減を図るため、漁獲状況がリアルタイムで把握できるシステムを早急に構築すること。

### 3 遊漁者等の操業自粛措置

ア 周知指導

広域漁業調整委員会指示に基づく遊漁者及び遊漁船業者への採捕規制の実行性を高めるため、資源管理制度について広く周知し、国が広域的かつ関係省庁の横断的な連携により監視活動を強化し、採捕自粛や停止を強く指導し、違反者への取締を強化すること。

イ 採捕報告

遊漁者等からの迅速、確実かつ漏れのない採捕報告体制を確立するため、報告システムの構築と法体系を整理すること。

ウ 遊漁制度

クロマグロ遊漁はライセンス制とし、国が適切な管理を行うこと。